

令和8年第1回（1月）臨時会

# 西伊豆町議会同議録

令和8年1月20日 開会

令和8年1月20日 閉会

西伊豆町議会

## 令和8年第1回（1月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（1月20日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○閉会宣告	28
○署名議員	29

西伊豆町告示第1号

令和8年第1回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年1月9日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1 期 日 令和8年1月20日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案について
- (2) 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- (3) 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- (4) 令和7年度安良里漁港浚渫工事変更請負契約の締結について
- (5) 令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）
- (6) 令和7年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (7) 令和7年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (8) 令和7年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第2号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番 堤 圭 祐 君

2番 土 本 直 矢 君

3番 中 島 健 君

4番 磯 清 彦 君

5番 河 内 ひ と み 君

6番 山 本 豊 君

7番 加 藤 タヅ子 君

8番 浅 賀 元 希 君

9番 仲 田 慶 枝 君

10番 高 橋 敬 治 君

不応招議員（なし）

令和8年第1回（1月）臨時町議会

（第1日 1月20日）

## 令和8年第1回（1月）西伊豆町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和8年1月20日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 西伊豆町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 2号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 3号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 4号 令和7年度 安良里漁港浚渫工事変更請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 5号 令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 8 議案第 6号 令和7年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 7号 令和7年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第 8号 令和7年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第2号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	堤	圭祐君	2番	土本直矢君
3番	中島	健君	4番	磯清彦君
5番	河内	ひとみ君	6番	山本豊君
7番	加藤	タヅ子君	8番	浅賀元希君
9番	仲田	慶枝君	10番	高橋敬治君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	高木 光 一 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	高橋 昌 子 君
窓口税務課長	渡邊 貴 浩 君	産業振興課長	木野 の ぶ 子 君
建設課長	久保田 寿 之 君	健康福祉課長	鈴木 一 博 君
教育委員会 教務局長	朝倉 通 彰 君	会計課長	森 健 君
まちづくり 戦略課長	長 島 司 君		

---

職務のため出席した者

議会事務局長	佐野 浩 正	書記	船津 康 子
--------	--------	----	--------

---

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回西伊豆町議会臨時会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 直ちに本日の会議を開きます。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。

また、発言される方は、マイクのランプがついたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

---

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋敬治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

6番 山本 豊 君、

7番 加藤タヅ子 君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（高橋敬治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

---

### ◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 3、議案第 1 号、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 1 号は、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは、議案第 1 号、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明をさせていただきます。今回の案件は、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正したいもので、過日の議会全員協議会でご説明したものでございます。当町において、特別職の給与につきましては、西伊豆町特別職報酬等審議会に諮問し、答申に基づき、特別職の給料を改正するものです。また、特別職の期末手当の支給月は、現在、4.60 月となっておりますが、西伊豆町職員と同様の支給月を 4.65 月にするものです。なお、特別職においては、勤務成績に基づき支給する勤勉手当は支給しておらず、期末手当のみを支給しています。

議案書 2 ページ、新旧対照表をご覧ください。期末手当です。第 3 条第 2 項の下線部をご覧ください。現行の 12 月 10 日支給分、100 分の 230 を改正案では 0.05 月分引上げ、100 分の 235 としたいものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。こちらは令和 8 年 4 月からの施行分についてです。

第2条、給料です。町長等の給料月額は、町長が61万2,000円から67万3,000円に。副町長が52万から57万2,000円に。教育長が45万8,000円から51万2,000円に。第3条、期末手当ですが、第1号では6月支給分として下線部100分の230、第2号では12月10日支給分として下線部100分の235としていたものを改正案では第1号6月30日支給分、第2号12月支給分ともに、均等になるよう100分の232.5としたいものです。

1ページにお戻りください。附則として、施行期日については、1、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。2、第1条の規定による改正後の西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例(事項において「第1条改正後給料等条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。給与等の内払いにつきましては、3、第1条改正後給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、第1条改正後給与等条例の規定による給与等の内払いとみなすとしておりますので、今年度は0.05月を遡及して支給させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第1号、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第4、議案第2号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第2号は、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは、議案第2号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明をさせていただきます。本件につきましては、こちらも過日、議会全員協議会で説明したものでございます。国家公務員の給与法は、その時々々の経済、雇用情勢等を反映し、民間企業における給与等の比較を行い、人事院の勧告に基づき改正されますので、西伊豆町につきましても、この給与勧告に準拠し、町職員の給与等の改正を行いたいものです。今回は、月例給及び特例給、賞与をともに引き上げるとともに、通勤手当、宿日直手当についても変更となりました。また、給与に関する改正につきましては、第1条は令和7年度、第2条は令和8年度からの施行の2本立てとなっております。詳細につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

12 ページをお願いします。第10条で通勤手当について記載しております。こちらは自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえた見直しとなっております。

13 ページ、下段をお願いします。第15条の2で宿日直手当について記載しております。こちらは宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえた見直しとなっております。

14 ページをお願いします。第15条の5、期末手当、第15条の8で勤勉手当について記載

しております。こちらは現行 4.60 ヶ月分を 4.65 ヶ月に引き上げる期末勤勉手当のうち、令和 7 年度 12 月期分を遡及して支給するための改正案となります。期末手当は、令和 7 年度 6 月分は 100 分の 125、12 月分も 100 分の 125 支給済みですので、0.025 を上乗せした 100 分の 127.5 月分。

15 ページをお願いします。勤勉手当は、6 月分は 100 分の 105、12 月分も 100 分の 105 支給済みですので、0.025 を上乗せした 100 分の 107.5 月分の支給となります。下段は給料です。こちらは人勸に準拠した令和 7 年度の給与改正前と改正後による給料となります。

16 ページから 22 ページにかけて、別記 1-1。現行の行政職 1 の給与表で、その下、22 ページから 29 ページは改正後の行政職 1 の給料表です。その下、29 ページから 36 ページにかけて、別記 2-1。現行の行政職 2 の給料表で、その下、36 ページから 43 ページは改正後の行政職 2 の給料表となっております。

44 ページをお願いします。第 2 項関係となります。第 10 条で通勤手当について記載しております。こちらは自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況を踏まえた見直しとなり、規則で掲げる額として、規則に委任するものとなっております。

46 ページをお願いします。こちらは駐車場等に係る通勤手当についての記述となります。

47 ページ、下段をお願いします。期末手当です。先ほど 14 ページで説明した期末手当は、令和 7 年遡及分ですので、こちらは令和 7 年度以降の支給月数となります。遡及分として、6 月期 100 分の 125、12 月期 100 分の 127.5 であったものを、改正では 6 月期、12 月期とも、100 分の 126.25 に改正したいものです。

48 ページをお願いします。勤勉手当です。こちらも期末手当と同様、遡及分として 6 月期 100 分の 105、12 月期 100 分の 107.5 であったものを、改正案では 6 月期、12 月期とも、100 分の 106.25 に改正したいものです。

10 ページをお願いします。附則です。施行期日、1、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。2、第 1 条の規定による改正後の西伊豆町一般職の職員の給与に関する条例(事項において「第 1 条改正後給与条例」という。)の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。給与の内払い、3、第 1 条改正後給与条例の規定を適用する場合は、第 1 条の規定による改正前の西伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条改正後給与条例の規定により給与の内払いとみなす。委任、4、前各号に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。

以上、雑駁ではございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

2番、土本直矢君。

○2番（土本直矢君） そうですね。この給与改定について賛成の立場です。ぜひですね、インフレしてる中で給料上がっていかないと、皆さんが働く気が無くなるっていうのはすごい考えています。構造上、やっぱり中央に近いところから順に上がっていくっていうのがこの仕組みだとは思ってますので、ただ一方で、これだけインフレが進むと、西伊豆とか中小企業が多いので、やっぱりそこら辺はみんなインフレで、賃金上げるのが大変な状況っていうのが、今後、しばらくギャップで苦しむと思ってますので、ぜひですね、皆さんの給与を上げていくところとか含めてですね、町の経済を支援していくところも一緒に考えていていただきたいなというところで、討論というか、こういうふうに思ってますので、ぜひお願いいたします。以上です。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第2号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第5、議案第3号、西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第3号は、西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。それでは、議案第3号、西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、国が定めた統一基準に基づきまして、情報システムを統一、共通化したことによりまして、固定資産の評価証明書の発行方法が変更となることから条例の改正が必要となりました。また、そのほかも見直しを行いましたところ、条文の修正が必要な箇所がございましたので、今回、あわせて改正をさせていただきたいというものでございます。なお本件につきましては、1月14日の全員協議会で議員の皆様方にご意見をお聞かせ頂きまして、その後、当方でも改めまして協議をいたした結果、今回につきましては、料金のほうは据置き、必要な文言のところを修正させていただくこととさせていただきました。

2ページの新旧対照表をご覧ください。左側の現行欄になりますが、第2条第22号、土地の次に、及び建物を加えまして、次の第23号を削除し、右側、改正案のとおり、第22号、土地及び建物に関する証明、1枚につき200円とすることにいたします。

3ページをお開きください。第40号、在学、修学に関する証明、1件につき200円。次に第42号、建築に関する証明、1件につき200円。これらを削除します。削除した建築に関する証明につきましては、既にごございますその他証明、1件200円ございますが、こちらのほ

うで運用をいたしたいと思います。

1 ページにお戻り頂きまして、附則をご覧ください。施行期日ですけれども、この条例は令和8年4月1日から施行します。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第3号、西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第6、議案第4号、令和7年度安良里漁港浚渫工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第4号は、令和7年度 安良里漁港浚渫工事変更請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 令和7年度 安良里漁港浚渫工事変更請負契約の締結について説明いたします。本議案は、令和7年7月15日、第3回西伊豆町臨時会において議決をされた工事の変更請負契約を締結したいものです。契約金額は、現契約額1億1,000万円に、今回の変更額2,101万円を増額し、総額で1億3,101万円としたいものです。

1枚おめくりください。説明調書の1ページになります。本工事の内容は、安良里漁港内に河川からの土砂が流れ込む場所、浜川・宮川の河口、それから鮪浦、網屋崎において、土砂を、浚渫を行うもので、今回の変更額は、工事着手時点に合わせた土量の変更と、試料試験結果による土質改良の増が主なものになります。

土量の調整で主なものは、この資料で言うと2の（1）の部分ですけれども、グラフ浚渫土量の合計は変わりございませんけれども、浜川・宮川の河川の堆積が4,000立方メートルから5,500立方メートルに増となり、鮪浦の堆積が2,700立方メートルから1,200立方メートルに減するものになります。これは起工測量の結果、当初想定 of 堆積状況と異なる部分があったため、現況に合わせて変更を行うものです。（2）人力浚渫土量についても同様に、起工測量の結果で差異が生じていたため、現況に合わせて変更するものになります。（3）土壌改良材の増については、試料試験により必要数量が変更になったことによるものです。3の工事内訳書のほうで、金額の増減というのを工事ごとにお示しをしております。浜川・宮川の工事における合計額については2,574万4,000円。そして、鮪浦の工事における合計額については1,701,000円、こちらは減になります。土量が変わりませんが、それぞれの差引きでいうと870万円ほど増になってるということになります。増金額の主な要因としては、浜川・宮川の安定処理工と書いてあるところですが、1,772万1,000円が皆増となっております。こちらは、砂質土で土壌改良まで必要ないだろうという想定で発注をいたしましたけれども、砂成分が多くてですね、固さが十分確保できないということから、土壌改良を追加したということが変更の内容になります。総額では、直接工事費で1,286万9,719円の増。契約額としては2,101万円の増となります。

1枚おめくりください。2ページについては、工事の変更契約書の案の写しになります。もう1枚おめくり頂きますと、平面図に施工箇所を赤色で図示したものになります。説明は以上とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第4号、令和7年度 安良里漁港浚渫工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第7、議案第5号、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第5号は、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）でご

ざいます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。議案第5号、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）についてご説明をいたします。

1ページをお願いします。主な内容ですが、歳入につきましては、補助事業の増額に伴う国の補助金の増額及び繰入金の増額です。歳出につきましては、先ほど審議していただきました特別職の給与等及び職員の給与等に関する条例改正に基づき、人件費全般において、職員給与、諸手当、共済費等を補正しております。今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ1億8,898万9,000円を追加し、それぞれの金額を92億3,186万円としたいものです。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。14款国庫支出金、2項国庫補助金ともに、1億5,563万8,000円。18款繰入金、1項繰入金ともに、3,335万1,000円。歳入合計に1億8,898万9,000円を追加し、92億3,186万円としたいものです。

3ページをお願いします。次に歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。1款議会費、1項議会費ともに、38万円。2款総務費、896万8,000円。1項総務管理費、922万8,000円。2項徴税費、マイナス117万円。3項戸籍住民基本台帳費、91万円。3款民生費、1,274万2,000円。1項社会福祉費、242万4,000円。3項児童福祉費、1,031万8,000円。4款衛生費、31万6,000円。1項保健衛生費、マイナス131万4,000円。2項環境衛生費、58万円。3項清掃費、87万円。4項町営斎場管理費、18万円。5款農林水産業費、1項農業費ともに、126万円。6款商工費、1項商工費ともに、1億5,514万1,000円。7款土木費、546万2,000円。1項土木管理費、315万円。2項道路橋梁費、130万2,000円。3項河川費、101万円。9款教育費、572万円。1項教育総務費、114万円。2項認定こども園費、358万円。5項社会教育費、37万円。

4ページをお願いします。6項保健体育費、63万円。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費ともに、マイナス100万円。歳出合計に1億8,898万9,000円を追加し、92億3,186万円としたいものです。

5ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。こちらにつきましては、先ほど説明しました第1表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略さ

させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても、第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

6ページをお願いします。2、歳入です。主なものについて説明させていただきます。14款2項1目総務費国庫補助金の重点支援地方交付金1億4,532万円、こちらは国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、推奨事業メニューの交付限度額が示されたことから、令和8年4月1日から運用する新サンセットコイン事業実施の財源として計上したいものです。14款2項2目民生費国庫補助金の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金1,031万8,000円、こちらについては歳出の9ページ、3款3項2目児童福祉措置費の1節報酬費から19節扶助費に係る経費の補助金となっています。18款1項1目財政調整基金繰入金3,234万1,000円、今回の補正の財源不足調整分として計上しています。18款1項8目公共施設等総合管理基金繰入金101万円、こちらは歳出の13ページ、7款3項1目河川維持費14節工事請負費の小規模河川改修工事及び河川維持工事の充当額の増減となります。

7ページをお願いします。歳出です。冒頭に申したように、給与に関する条例を改正させていただきましたので、人件費全般、それに係る補正となります。給与、手当、共済費を含む人件費全般で2,085万7,000円となります。各科目ごとの説明は省略させていただきます。2款1項6目10節のカレンダー印刷代219万5,000円は、先日、全員協議会で説明しました、カレンダー誤表記に伴う再印刷代です。その下、11節郵便料の146万6,000円は、誤表記カレンダー入手者へ再印刷カレンダーを発送するための郵便料です。

9ページをお願いします。3款1項3目国民健康保険特別会計繰出金、27節職員給与等繰出金68万8,000円、5目介護保険事業特別会計繰出金27節職員給与費等繰出金74万6,000円は、人事院勧告による人件費増額分を国保会計、介護会計にそれぞれ繰り出します。

10ページをお願いします。3款3項2目19節物価高対応子育て応援手当給付金900万円は、物価高の影響が長期化している中、その影響を強く受けている子育て世代を支援するため、対象児童を養育する父母等に一律2万円を支給するものです。4款1項1目7節医療・福祉施設安全確保検討会議委員報償金6万6,000円は、医療機関、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等、医療・福祉の中核となる施設の多くが津波浸水想定区域内に立地しているため、入院患者、入所者等の安全の確保と、災害時の医療・福祉提供体制について検討を行うためのものです。

12ページをお願いします。6款1項4目14節やまびこ荘浴槽改修工事287万1,000円、こちらは昨年12月中旬からやまびこ荘の女性専用浴場のヒノキの浴場が劣化により損傷し、

使用できない状況となり、現在は男性専用浴場を交互利用しているため、早急に改修を行いたく、その費用を計上したいものです。6款1項7目27節事業費繰出金1億4,155万7,000円、及び事務費繰出金376万3,000円、こちらは一般会計からサンセットコイン事業特別会計事業費及び事務費への繰出金です。事業費繰出金1億4,155万7,000円につきましては、令和8年4月1日から運用する新サンセットコインによる住民の方に、1人につき1万ポイントの配布の財源及び令和8年4月1日から8月末まで実施予定の新サンセットコイン10%還元事業の原資として、歳計外会計へ繰り出したいものです。事務費繰出金376万3,000円につきましては、新サンセットコイン切り替えに係るシステム導入費及び新サンセットコインカードの発送に掛かる費用として計上したいものです。7款1項1目18節急傾斜事業負担金215万円は、静岡県で行っている向山No.2急傾斜地崩壊対策事業において、令和7年度、国補正により工事費が追加されたため、町負担金を追加計上するものです。7款2項1目18節県単道路改築等負担金130万2,000円は、静岡県で行っている県単道路改築事業につきまして、県予算が追加されたため、町負担金を追加計上したいものです。

13ページをお願いします。7款3項1目14節工事請負費101万円、小規模河川改修工事は、県工事である仏沢川の国道横断暗渠補修工事が湧水により難航しており、同時施工する町道暗渠部分の町工事に支障が出ていることから、施工方法の変更を行うことにより増額。中地区、すいません。中築地地先水路改修工事の精算で、合わせて251万円の増額。河川維持工事150万円を小規模河川工事に予算を振り替えることにより皆減とし、差引き合計で101万円の増額としたいものです。9款1項2目12節文教施設整備計画方針比較検討用概算金額算出業務委託100万円は、文教施設の建設候補地に関し、切土、盛土、ピロティ構造における14案の概算金額を算出するためのものです。

15ページをお願いします。10款2項2目14節河川災害復旧工事マイナスの100万円は、実績見込みによる減となっております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

議案審議の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時22分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

これより議案第5号に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 2件、お願いいたします。まずは10ページのですね、4款衛生費になります。こちらの7節の報酬費の関係で、医療・福祉施設安全対策検討委員会ということで、中身についてはですね、安全対策についての議論をしていただくということは分かったんですけども、具体的に委員構成っていうか、どのような方に何人ぐらいお願いして、本年度は何回ぐらい開催するのか、お伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。医療・福祉安全確保検討会議の開催の回数なんですが、まず時期的には、今年度末までに、3月中に、3月の下旬になりますかね、一度、開催したいと思っております。次に構成のメンバーなんですが、特養、老健、あとグループホームがございますので、その方々の4名、あと医療機関の4名、あと各地区の代表者4人ということで合計12名を予定しております。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 今、12人の構成で、報酬予算は6万6,000円ですよ。これ、それで十分、予算的には足りるんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。町では様々な委員の報酬を設けてございますが、そちらの報酬の単価に合わせて、1回分ということで計上させていただいておりますので、足りるというふうに思っております。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 分かりました。2件目になります。これは13ページのですね、教育費の関係になります。委託費の中の文教施設整備計画方針比較検討の委託費になりますけども、これの結論はですね、3月末までには出るっていうタイムスケジュールで実施するというところでよろしいんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 3月末までに出せというふうに言われても、なかなか難しいかと思

ます。そもそもこれはですね、議長が11月20日にですね。多分、12月か11月の時点で議長が町長室にこられまして、議会で検討した結果、令和6年11月20日提出の議会構成での報告に基づき、安良里案はないんだと。第2案の1、2で検討した結果、①の田子小案は10人中9人が適さないと判断したということで、3案について、もう一度、検討したいということではありましたが、切土案が高額というようなこともありまして、切土案がいいのか、ピロティがいいのか、盛土がいいのか。そもそも数字的なものが分からないので、何とか調べていただけないかというようなご要望でこられました。ですので、その議長のご意見を賜って、私のほうから考えられるであろう14案を教育委員会のほうに調べてくれないかという依頼をかけております。ただ、専門的な数値であったりとかということは、教育委員会では無理でございますので、これは業者にある程度お願いをして、詳細なものは分かりませんが、本当の大枠、あらかたのものでですね。ぐらいであれば、2、3か月あればできるのかなというようなことで、お願いをしようということに至っております。当然、予算はございませんので、今回、この金額を上程させていただいてからの発注になりますので、年度内にその数値が出てくるかということは分かりません。分かりませんが手をつけなければ進みませんので、今回、予算要求をしているというものでございます。

○8番（浅賀元希君） 以上です。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

はい。

ほかに質疑ありますか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第5号、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第8、議案第6号、令和7年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第6号は、令和7年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） それでは、議案第6号についてご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,000万円としたいものでございます。

2 ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読させていただきます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税ともに、90万円。6款財産収入、1項財産運用収入ともに、37万4,000円。7款繰入金、5万5,000円。1項他会計繰入金、68万8,000円。2項基金繰入金、63万3,000円の減。9款諸収入、2項雑入ともに、61万9,000円。歳入合計に194万8,000円を追加し、12億7,000万円としたいものです。続いて、歳出です。1款総務費、1項総務管理費ともに、68万8,000円。5款基金積立金、1項基金積立金ともに、126万円。歳出合計に194万8,000円を追加し、12億7,000万円としたいものです。

3 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。2ペ

ージの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちら2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4ページをお願いいたします。2、歳入です。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税90万円、こちらは滞納繰越分の調定額の確定に伴う増額です。6款1項1目利子及び配当金37万4,000円、こちらは基金運用利息が当初見込みより増えたことによるものでございます。7款1項1目一般会計繰入金68万8,000円、こちらは人事院勧告による人件費の増によるものです。7款2項1目国民健康保険事業基金63万3,000円の減、こちらは予算総額を端数処理するための減額です。9款2項4目特定健康診査等負担金61万9,000円、こちらは令和6年度の特定健康診査負担金の確定に伴う増額です。

6ページをお願いします。次に3、歳出です。1款1項1目一般管理費68万8,000円、こちらは人事院勧告による給料等の増額です。5款1項1目基金積立金126万円、こちらは基金運用利息が当初見込みより増えたことによる利子積立ての増額と、予算総額を端数処理するための元金積立ての増額です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第6号、令和7年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第9、議案第7号、令和7年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第7号は、令和7年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議案第7号についてご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ746万円を追加し、失礼いたしました。74万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,900万円としたいものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正の歳入です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。8款繰入金、1項一般会計繰入金ともに、74万6,000円。歳入合計に74万6,000円を追加し、15億3,900万円としたいものでございます。続きまして、歳出です。1款総務費、1項総務管理費ともに、74万6,000円。歳出合計に74万6,000円を追加し、15億3,900万円としたいものです。

3ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。

こちらも2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4ページをお願いいたします。歳入です。8款1項5目その他一般会計繰入金74万6,000円、こちらは人事院勧告による人件費の増によるものでございます。次に歳出です。1款1項1目一般管理費74万6,000円、こちらは人事院勧告による給料等を増額するものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第7号、令和7年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第10、議案第8号、令和7年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第8号は、令和7年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） それでは、議案第8号、令和7年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。1月14日開催の議会全員協議会でご説明させていただきました内容と同じとなりますが、国の令和7年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、推奨事業メニューの交付限度額が示され、当町の交付限度額は1億4,532万円と算定されました。こちらの財源をもとに、令和8年4月1日から運用する新サンセットコインでのキャンペーンを実施し、長引く物価高騰に対する生活支援や事業者の経営支援を図りたいものです。今回は、令和8年4月1日から運用を開始する新サンセットコインへ。住民の方、1人につき1万ポイントの配布。令和8年4月1日から8月末日までの予定で、新サンセットコイン利用時の10%を還元キャンペーンの実施。こちら2つの施策を実施いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,532万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,335万8,000円とします。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読させていただきます。3款繰入金、1項繰入金ともに、1億4,532万円の増。歳入合計として20億9,335万8,000円。続きまして、歳出です。1款総務費、1項総務管理費ともに、376万3,000円の増。2款事業費、1項サンセットコイン事業費ともに、1億4,155万7,000円の増。歳出合計として20億9,335万8,000円。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちら2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。なお、補正額の財源内訳

は記載のとおりです。

4 ページをお願いします。2、歳入です。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 4,532 万円の増、こちらは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のルール上、一度、一般会計で収入し、サンセットコイン事業へ繰り出したものを、サンセットコイン事業特別会計で繰り入れるもので、西伊豆町の限度額 1 億 4,532 万円を全額計上するものです。事業費繰入金 1 億 4,155 万 7,000 円につきましては、歳計外会計へ繰り出して、令和 8 年度に実施する事業に充当します。事務費繰入金 376 万 3,000 円につきましては、新サンセットコイン運用に係る需用費、役務費、委託料に充当します。続きまして 3、歳出です。1 款 1 項 1 目一般管理費 376 万 3,000 円の増、歳入の説明と重複いたしますが、需用費は消耗品費として新サンセットコインのカード発送用の封筒購入費 7 万円を増額させていただきたいものです。役務費は、新サンセットコインのカード発送費として 138 万 3,000 円を増額させていただきたいものです。委託料は、新たなプラットフォームにおいてサンセットコインを構築していただくための業務委託料として 220 万円。クレジットカード決済代行機能の接続費として 11 万円。合計 231 万円を増額させていただきたいものです。2 款 1 項 1 目サンセットコイン事業費 1 億 4,155 万 7,000 円の増、こちらも歳入の説明と重複いたしますが、新サンセットコインによる住民の方、1 人 1 万ポイントの交付及び 10%還元キャンペーンを 4 月 1 日から実施するための費用として増額したいものです。なお、令和 7 年度で交付金を収入後、歳計外会計へ繰り出します。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

8 番、浅賀元希君。

○8 番（浅賀元希君） 4 ページのですね、郵送料の関係でちょっとお伺いしたいんですけども、これはサンセットコインカードを新しく送るっていうことで、1 万円をチャージしたものを送るわけですね。そうするとこれは書留郵便とかっていうことになるんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） はい。1 月の 14 日の全員協議会の際に、堤議員のほうからご質問を頂いたと私記憶をしているところでございます。で、その時の説明と重複するんで

すけれども、受け取りの確認であるとか。結局、受け取った、受け取らないとか、そういうのが発生するのが、やはりこちらとしては1番恐れているところなものですから、簡易書留という形で対応をさせていただきたいというふうに回答しておりますので、同じ回答とさせていただきます。以上です。

○議長（高橋敬治君） はい、ほかに。

9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 同じく今のところでございますけれど、7の報償費のところでは金額書いてございます。で、1万円の、1万ポイントの配布と、そして残りは10%還元キャンペーンということで1月14日にお話伺っておりますが、この10%還元のところは、金額が決まっています、それに到達したら終わるのか。それとも8月末までやるだけやって、足りない分が出てきたらそれはまた補正を組むとか、そんなような形でしょうか。ここを伺いたいです。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。金額はですね、1億4,000万がしから手数料などを引いていただければ、使えるお金があって、そこから住民1人当たり1万円分を引くと残りの金額が出ると思いますけども、当然、端数がありますので、もうこの日できっかり終わりますっていうのは、今は、予測はできません。ただ、これは3月議会になって皆さんにお諮りしますけれども、一応、その10%が終わってからは、今までと同じように5%の還元をやるというふうに思っておりますので、そこにうまく引継げるようにですね、8月いっぱい切ることか、8月中旬で切ることかというのは、お金の動き次第を、毎月統計で見ていきますので、それで決めたいというふうには思っております。ただ、この金額を見る限りですと、町としては8月いっぱいまではいけるのではなかろうかというふうに今は想定をしております。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

はい。9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） ということは、8月末ということが決まりということではないと判断しておいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。皆さんがあまりお使いにならなければ、もしかすると8月から9月にかかる可能性もゼロではありませんし、この際なので、しっかり使おうということで、皆さんが購買意欲を高めていただくと7月中で終わる可能性もゼロではないという状況でございます。

○議長（高橋敬治君） はい、ほかにございませんか。

ありませんか。

よろしいですか、はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

5番、河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 私は賛成討論として発言させていただきます。国の物価高対策の地方創生交付金が1億4,532万円ということの、西伊豆町の使い道として、新サンセットコインで対応することに対しては賛成いたします。しかしながら、国の選挙目的のばらまきのようにしか私には見えません。これに対してちょっと疑問がありまして発言させていただきたいなと思いました。国民生活は消費税や社会保障費の負担や物価高でギリギリのところまで来ております。大手企業のない地方にとっては、賃金も上がらず、観光業も高市首相の発言によって中国からのインバウンド収入が減少して、農業や漁業関係者も兼業しなければ生活できないという状況です。消費税廃止や大企業への内部留保への課税、防衛費削減によって社会保障費に回すべきと考えます。また、サンセットコインに関しては、1万円つけて町民全員に配布しても、要介護状態の身寄りのない高齢者にとっては使うこともできません。しかしながら、サンセットコインが西伊豆町に定着し、支援を受けられるのであれば、多くの町民は喜ぶことだと思っております。国民の暮らしを守るため、抜本的な解決を求めるためにも、消費税の廃止や大手企業の内部留保への課税、防衛費削減を求め、社会保障費負担の軽減化に努めるよう国への申入れ等を行っていただくことを含めて、賛成といたします。以上です。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 10 号、令和 7 年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第 2 号）は、  
原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて令和 8 年第 1 回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 51 分